

第4号議案

芦屋市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和7年2月17日提出

芦屋市長 高 島 峻 輔

提案理由

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令の一部改正に伴い、関係規定を整理するため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

芦屋市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例（令和 6 年芦屋市条例第 3 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（布設工事監督者の資格） 第 3 条 法第 1 2 条第 2 項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。 (1)～(9) （略） (10) 建設業法施行令（昭和 3 1 年政令第 2 7 3 号）<u>第 3 7 条</u>第 1 項及び第 2 項の規定による土木施工管理に係る 1 級の技術検定に合格した者であつて、3 年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（1 年 6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。） (11) （略） （水道技術管理者の資格） 第 4 条 法第 1 9 条第 3 項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。	（布設工事監督者の資格） 第 3 条 法第 1 2 条第 2 項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。 (1)～(9) （略） (10) 建設業法施行令（昭和 3 1 年政令第 2 7 3 号）<u>第 3 4 条</u>第 1 項及び第 2 項の規定による土木施工管理に係る 1 級の技術検定に合格した者であつて、3 年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（1 年 6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。） (11) （略） （水道技術管理者の資格） 第 4 条 法第 1 9 条第 3 項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

改正後	改正前
(1)～(6) (略) (7) 建設業法施行令第 <u>3 7 条</u> 第 1 項及び第 2 項の規定による土木施工管理に係る 1 級の技術検定に合格した者であって、3 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの (8) (略)	(1)～(6) (略) (7) 建設業法施行令第 <u>3 4 条</u> 第 1 項及び第 2 項の規定による土木施工管理に係る 1 級の技術検定に合格した者であって、3 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの (8) (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参 照 1

芦屋市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令の一部改正に伴い、関係規定を整理するため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

引用する条の繰下げに伴う規定の整理

3 施行期日

公布の日

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令抜粋

(布設工事監督者の資格)

第9条 令第5条第1項第8号の規定により同項第1号から第7号までに掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者は、次のとおりとする。

(第1号から第3号まで省略)

- (4) 建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であつて、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(1年6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験に有する者に限る。)

(第2項省略)

(水道技術管理者の資格)

第14条 令第7条第1項第4号の規定により同項第1号から第3号までに掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者は、次のとおりとする。

(第1号から第4号まで省略)

- (5) 建設業法施行令第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であつて、3年(簡易水道等の場合は、1年6箇月)以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者